

第32軍司令部壕ガイド養成及び ガイドテキスト更新支援業務委託 企画提案応募要領

1 業務名

第32軍司令部壕ガイド養成及びガイドテキスト更新支援業務委託

2 業務目的

第32軍司令部壕は、戦争の残酷さを知るとともに、平和の大切さを学ぶ平和教育の場としても貴重な戦争遺跡である。戦後80年が経ち、戦争体験者の証言を直接聞くことが難しくなることから、物言わぬ語り部である戦争遺跡の活用が求められている。

令和7年3月に策定した第32軍司令部壕保存・公開基本計画では、多くの人たちが同壕を訪れる機会の創出、語り部やガイド等の養成について示され、史実等に基づいた正確な説明に資するため、ガイドテキストを作成したところである。

今後、同壕の周知啓発やフィールドワーク等を行うにあたり、史実等に基づいた正確な説明ができるガイドの養成、そのためのガイドテキストの更新が必要である。

本業務委託は、令和7年3月に作成したガイドテキストを活用したガイドの養成、養成の中で生じた課題や証言を含めた同壕に関する文献資料等の情報の収集整理等によるガイドテキストの更新、有識者意見聴取のための資料等編さんワーキンググループ会議の運営等の各種支援を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託料上限額

8,000,000円以内（消費税及び地方消費税（10%）を含む）とする。

※ただし、この金額は企画提案公募にあたり設定したものであり、実際の契約額とは異なる場合がある。

5 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営の実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び県税を滞納しない者であること。
- (5) 国及び沖縄県より指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人であり、担当者を配置するなど、業務進捗状況や業務内容等に関する打合せに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (10) 本業務を遂行するために必要な経営基盤を有する者であること。
- (11) 本業務を遂行するために必要な知識及び実績等を有すること。
- (12) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
- ア 共同企業体を代表する法人が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成するすべての法人において、事業を円滑に推進する能力を有する1名以上の主たる担当者を割り当てること。
 - ウ すべての構成員が上記の応募資格(1)から(8)までの要件を満たし、代表する法人が上記の応募資格(9)から(11)までの要件を満たすこと。
 - エ 共同企業体の構成員は、本業務に応募する他の共同企業体の構成員となることはできない。

6 スケジュール（予定）

令和7年6月20日（金）	企画提案公募の開始
令和7年6月25日（水）	質問受付締切 ※12:00 必着
令和7年6月27日（金）	質問回答（予定）
令和7年7月2日（水）	参加申込書提出締切 ※12:00 必着
令和7年7月10日（木）	企画提案書等提出締切 ※12:00 必着
令和7年7月11日（金）	一次審査（書類選考） 結果通知
令和7年7月14日（月）	二次審査（プレゼンテーション）
令和7年7月中旬	最終審査結果通知
令和7年7月中旬	契約

7 応募方法等

(1) 本企画提案に係る質問及び回答

- ア 質問方法：質問書【様式7】を「12 提出及び連絡先」へメールで提出
※共同企業体を予定する場合は、代表事業者が提出すること。
※メール件名は【第32軍司令部壕平和ガイドテキスト作成支援業務委託に関する質問】とすること。
- イ 質問受付期間：公募の日から令和7年6月25日（水）12:00 必着
- ウ 回 答：令和7年6月27日（金）に、沖縄県平和・地域外交推進課ホームページに回答を掲載予定（個別に回答はしない）。

(2) 参加申込書の提出

- ア 提出期限：令和7年7月2日（水）12:00 必着
- イ 提出書類：参加申込書【様式1】
- ウ 提出方法：「12 提出及び連絡先」へ持参または郵送（簡易書留等）により提出すること。
※本事業の企画提案に参加できる者は、あらかじめ参加申込を行った者に限る。
※郵送の場合は、封筒に「参加申込書在中」と表書きし、簡易書留等配達の記録がわかる方法により、期限までに到達するよう提出すること。

(3) 企画提案書及び関係書類の提出

- ア 提出期限：令和7年7月10日（木）12:00 必着
- イ 提出書類：以下8に定める全ての書類。
- ウ 提出方法：「12 提出及び連絡先」に持参または郵送（簡易書留等）により提出すること。
※郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」と表書きし、簡易書留等配達の記録がわかる方法により、期限までに到達するよう提出すること。
※応募は、1企画提案者（共同企業体）につき1件限りとし、提出期限後の追加、差し替え及び再提出は認めない。
※共同企業体での応募の場合は、代表事業者が申込みを行うこと。

8 企画提案書等の提出書類

(1) 提出書類

- ア 企画提案応募申請書【様式2】
- イ 会社概要【様式3】
- ウ 過去の類似業務実績【様式4】
- エ 企画提案書【様式任意、A4版縦置き・横書き、15頁以内】
※以下の項目の記述を必須とする
- ① 本事業を実施するにあたっての基本方針
 - ② 提案内容及び実施方法（仕様書「5 委託業務の内容」の項目毎に記載）
 - ③ 業務の実施体制
 - ④ 業務スケジュール
- オ 経費見積書【様式5】
- カ 誓約書【様式6】
- キ 質問書【様式7】※質問者のみ
- ク 共同企業体協定書【様式8】※共同企業体による応募のみ

- ケ 直近2事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
- コ 直近2年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類（共同企業体で応募する場合、共同体全構成員の書類を提出すること）
- サ その他、法人等の概要がわかる参考資料等

(2) 提出部数

ア 上記(1)ア～オ及びサは各10部（1部は原本、9部はコピー）

イ 上記(1)カ、ク～コは各1部

(3) 製本方法（上記(1)ア～オ及びサ一式）

原則としてA4版縦置き・横書き、長辺左2穴あけとし、左上クリップ留め、適宜インデックスをつける。

9 経費見積について

(1) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記すること。

※企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額ではない

(2) 積算項目は以下の内容とすること。

ア 直接人件費

イ 直接経費

- ① 謝金（有識者、監修者、外部協力者：沖縄県の規定により9,300円/日/人）
- ② 交通費（有識者、監修者、外部協力者計7名を想定）
- ③ 消耗品費
- ④ 印刷製本費（A4サイズ、50ページ程度、カラー、100部）
- ⑤ 通信運搬費
- ⑥ 使用料及び賃借料（那覇市内会議室及び沖縄県庁内会議室を想定）
- ⑦ その他必要経費（詳細がわかるよう記載すること）

ウ 再委託費

エ 一般管理費（（直接人件費＋直接経費）×10%以内）

オ 消費税

※各経費については、回数、個数等の見積条件がわかるように明記すること

※該当しない項目については記載不要

10 審査及び契約

(1) 第一次審査

応募のあった者について、上記5に定める応募資格を満たす者であるか、委託先として適格であるか書類審査を行う。応募が4者以上の場合には、企画提案書類による審査を併せて行う。審査結果について、選定された者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション）の場所と時間を通知し、選定されなかった者に対しては、結果のみを電話または電子メールもしくは文書により通知する。

※結果通知日：令和7年7月11日（金）までに通知予定

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）

選定委員会において、応募者自ら提出資料に基づき企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、選定委員会においてその内容を審査し、委託候補事業者の順位を決定する。

プレゼンテーションにおける留意事項は、以下のとおりとする。

- ア 審査会場への入場者は3名以内とする。
- イ 審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。
- ウ 説明時間 10 分程度、質疑時間 10 分程度を想定。

※プレゼンテーションは、令和7年7月14日（月）を予定している。

(3) 審査項目

審査においては、以下の審査項目により総合的な評価を行う。

- ア 本事業の目的、条件、内容について理解しているか
- イ これまでに類似の業務を行ったことがあるか
- ウ 推進体制は適切か
- エ 配置職員について、当該業務に有効な知識や能力があるか
- オ スケジュール設定及び進捗管理は適切か
- カ 見積書は正確かつ透明性があり、経済的合理性が高いか
- キ 委託業務の各項目について、妥当性、実効性、具体性のある提案となっているか

(4) 委託契約について

委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約するものとする。

(5) 選定結果

選定結果については、選定審査会で第1位の候補者を決定した後に通知する。

評価の内容、審査の経過については公表しない。

選定結果についての質問や異議申し立て等は受け付けない。

11 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成に要する経費、審査に参加する経費等、企画提案に要する経費はすべて応募者の負担とする。
- (3) 提出書類等は返却しない。
- (4) 提出された提案書、審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 委託予定事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し 決定する。このため、委託先の企画提案書等を基にして、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により実施内容を決定することになる。よって、提案内容を全て実施することを保証するものではない。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 本要領に違反すると認められる場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

12 提出及び連絡先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 - 2 - 2 県庁 1 階

沖縄県知事公室平和・地域外交推進課（担当：真座）

E-mail: aa071706@pref.okinawa.lg.jp

電話:098-894-2226